

## やまなし子育て応援事業対応システム改修事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 やまなし子育て応援事業対応システム改修事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、やまなし子育て応援事業(第2子以降3歳未満児の保育料を無料化する事業。)の円滑な実施を目的とし、市町村が本事業を行うために必要となるシステム改修経費について、予算の範囲内で補助する。

### (交付対象)

第3条 この補助金は、前条の目的を達成するために市町村が実施する事業に対して交付する。

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金は、別表に定める対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を交付する。ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、やまなし子育て応援事業対応システム改修事業費補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

### (変更交付申請)

第6条 市町村長は、補助金の交付決定後の事情の変更により、所要額に増減を生じ、申請の内容を変更して追加等の交付申請を行う場合には、やまなし子育て応援事業対応システム改修事業費補助金変更交付申請書(第2号様式)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

### (交付決定)

第7条 知事は、第5条の規定により提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、やまなし子育て応援事業対応システム改修事業費補助金交付決定通知書(第3号様式)決定の変更を行った場合は、やまなし子育て応援事業対応システム改修事業費補助金変更交付決定通知書(第4号様式)により、決定

内容及びこれに付された条件を市町村長に対して速やかに通知するものとする。

( 交付の条件 )

第 8 条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- ( 1 ) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、変更(中止・廃止)承認申請書(第 5 号様式)を提出し、知事の承認を受けること。
- ( 2 ) 補助金の交付を受けた市町村は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号)に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

( 概算払 )

第 9 条 補助金は、事業等完了後の実績に基づき交付することを原則とするが、知事は、市町村における事業等の実施に必要があると認める場合には、予算の範囲内で、市町村長に対して概算払により交付することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第 6 号様式)を知事に提出しなければならない。

( 実績報告 )

第 1 0 条 市町村長は、当該事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 1 箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い期日までに、やまなし子育て応援事業対応システム改修事業費補助金実績報告書(第 7 号様式)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

( 額の確定 )

第 1 1 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合には、補助金の額を確定し、やまなし子育て応援事業対応システム改修事業費補助金交付額確定通知書(第 8 号様式)により市町村長に通知をするものとする。

( 補助金の返還 )

第 1 2 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、市町村長に対して、期限を定めてその超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

- 2 知事は、第 8 条( 2 )の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第13条 市町村は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、事業完了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第4条関係)

対象経費	補助率
やまなし子育て応援事業の実施に伴うシステム改修に要する経費。 ただし、国が行う「平成28年度における幼児教育の段階的無償化」実施に伴うシステム改修に要する経費(平成27年度子どものための教育・保育事業費補助金交付要綱(平成28年3月10日府子発第95号)及び平成28年度子どものための教育・保育事業費補助金交付要綱(平成28年6月10日府子発第384号)における補助対象経費)は、対象外とする。	1 / 2